

## 保護林制度についてのこれまでの議論のまとめ

## 1. 国有林の意義・目的

国有林野は重要な国民共通の財産であり、林野庁が国有林野事業として一元的に管理経営を行っている。

管理経営は、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物を持続的かつ計画的に供給し、国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目的としている。

## 2. 国有林の区分

国有林では、公益重視の管理経営を一層推進するとの方針の下、個々の国有林野を重視すべき機能に応じて5つに区分している。この区分を基本としつつ、保護林やレク森等の目的に応じた区分を行うことにより、国民の要請に適切に対応している。

## (ア)機能類型区分

個々の国有林野を重視すべき機能に応じて、以下の5つに区分。

機能類型区分	管理経営の考え方
山地災害防止タイプ (145 万 ha)	根や表土の保全、下層植生の発達した森林の維持
自然維持タイプ (166 万 ha)	良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林の維持
森林空間利用タイプ (54 万 ha)	保健・文化・教育的利用の形態に応じた多様な森林の維持・造成
快適環境形成タイプ (0.1 万 ha)	汚染物質の高い吸着能力、抵抗性がある樹種から構成される森林の維持
水源涵養タイプ (393 万 ha)	人工林の間伐や伐期の長期化、広葉樹の導入による育成複層林への誘導等を推進し、森林資源の有効活用にも配慮

## (イ)保護林 (849 箇所, 97 万 ha)

国有林野における貴重な自然環境としての天然林等の適切な保存等を図るため、自然維持タイプの国有林野のうち、原生的な森林生態系や希少な野生生物の生育・生息の場等を保護林に設定しており、特殊な森林施業やモニタリング等により適切に管理している。

## (ウ)緑の回廊 (24 箇所, 58 万 ha)

野生生物の生育・生息地を結ぶ移動経路を確保し、個体群の交流促進による種や遺伝的な多様性の保全を図るため、保護林を中心にネットワークを形成す

る「緑の回廊」を設定。保護林制度を補完するものであって、機能類型区分の制約はなく、保護林とは接するが重複はしない。

(エ)レクリエーションの森（1,083箇所，39万ha）

優れた自然環境を有し、森林浴、自然観察、野外スポーツ等を推進するため、森林空間利用タイプの国有林野のうち、これら目的に適合する国有林野を「レクリエーションの森」に設定。国民が森林と親しむ場であり、必要に応じて施設整備を行うなど、保護林とは目的、管理方法等が異なる。このため保護林とは原則として重複しない※。

※森林生態系保護地域の保全利用地区は、レクリエーションの森との重複がありうるとされている。

3. 法制度

国有林野には、法の目的に応じて様々な制度が適用されており、主なものは以下のとおり。国有林の管理経営に対する影響等を勘案し、所管省庁との調整を経て指定されており、機能類型区分や保護林等国有林の区分とは重複する。

	根拠法	目的	備考
保安林	森林法	森林の保続培養と森林生産力の増進	国民の生命、財産を守るための森林
自然公園	自然公園法	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用を増進	
(原生)自然環境保全地域	自然環境保全法	生物の多様性の確保その他の自然環境の適正な保全を総合的に推進	(原生)自然環境保全地域は自然公園とは重複しない 原生自然環境保全地域は国公有地のみ
天然記念物	文化財保護法	文化財を保存・活用を図り、世界文化の進歩に貢献	
鳥獣保護区	鳥獣保護法	鳥獣の保護及び狩猟の適正化	

#### 4. 保護林制度の見直しの意義・目的等

##### (意義)

- 公益的機能の維持増進を図ることとしている国有林野にあって、保護林は貴重な自然環境としての天然林等の適切な保護を図るための森林として特に区分した森林であり、原生的な天然林から歴史的な人工林まで、その範囲は多岐に渡る。
- これら保護林は、その適切な管理を通じて、森林生態系や遺伝資源の保存等に貢献しており、これらの保存等を通じて、人類の健康や農林水産業の健全な発展等、さまざまな公益的機能の維持増進に貢献している。
- このため、引き続き国有林において保護林制度を維持し、国有林の使命である公益的機能の維持増進に貢献してゆく必要がある。

##### (見直しの必要性)

- 人間が生きていくために欠かせない食糧、空気、水、住まい、環境は、ほとんど生物がもたらしており、近年は、生物多様性条約の締結等、生物多様性が世界的に重視されるようになってきている。
- 我が国においても、生物多様性国家戦略が策定され、国有林としても、同戦略等を踏まえ、生物多様性を一層進めて行く必要がある。
- 近年は、地域における生物多様性の脅威となる外来種の侵入や急速な気候の変化、公益的機能に対するニーズの変化による森林生態系の復元等、人為による管理を実施しなければ対応できない事例が増加してきており、これまでに以上に人為による管理を伴う「21世紀型の環境管理」を実践する必要性が生じている。

##### (目的の拡大)

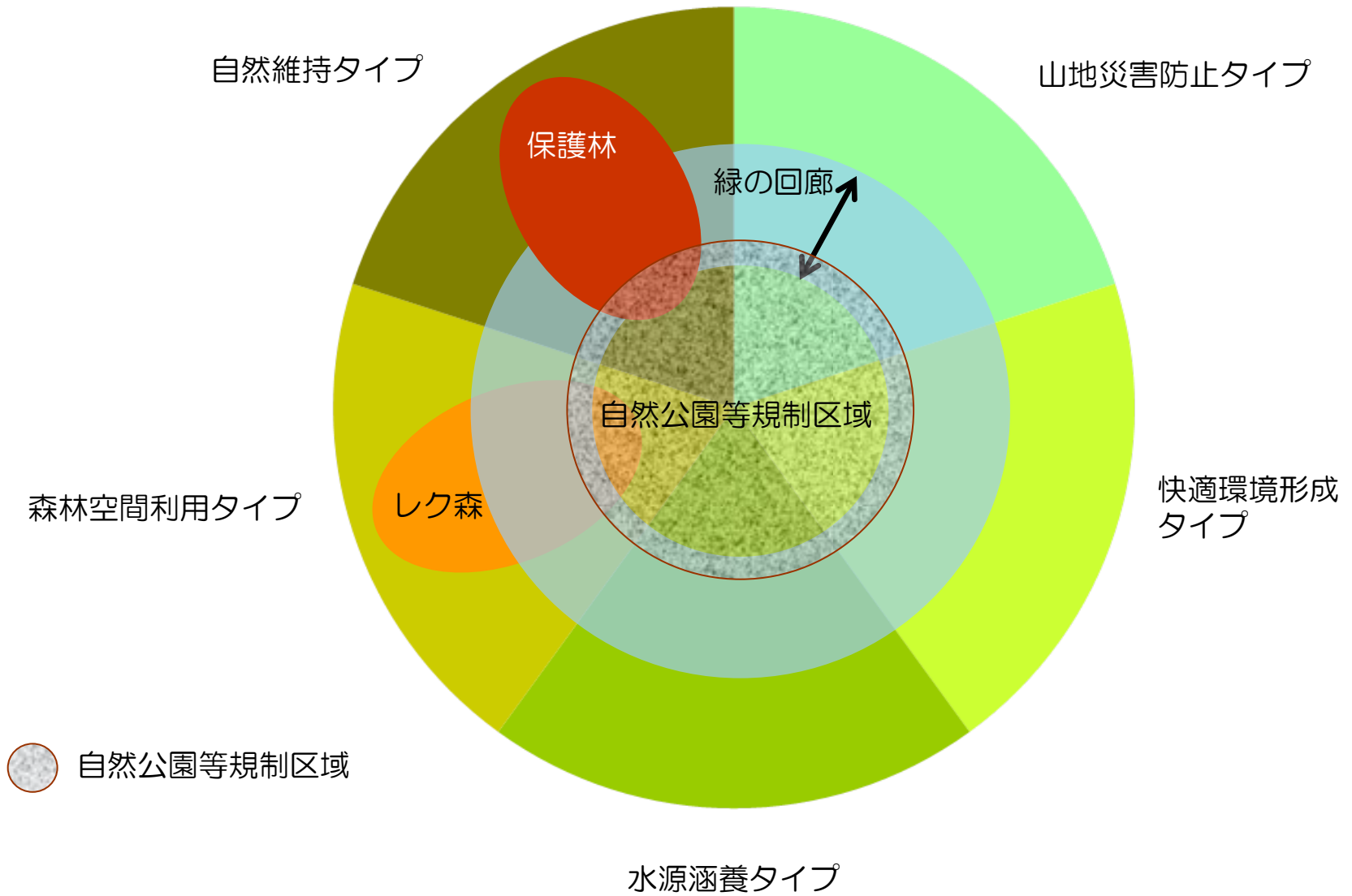
- 現在の保護林は、自然維持タイプの国有林野において、自然の推移に委ねる管理(Preservation: 保存)、対象物に対しマイナスに作用するものを除去する管理(Protection: 保護)により適切に管理している。
- 「21世紀型の環境管理」の実践に向け、さらに、復元(Restoration)等人為による管理の概念(保全)の拡大を検討する必要性が生じてきている。
- このため、保護林の目的を、貴重な自然環境としての天然林等の適切な保存等を図ることから、原生性、希少性をも包含した「生物多様性の保全」とすることを検討する。

## (参考) 保護区分一覧

現在の保護林は、原則として自然の推移に委ねる「保存的自然保護」(例：生態系保護地域等)、保護対象となる野生生物の生育・生息地を保護する「防衛的自然保護」(例：植物群落保護林等)に区分できる。

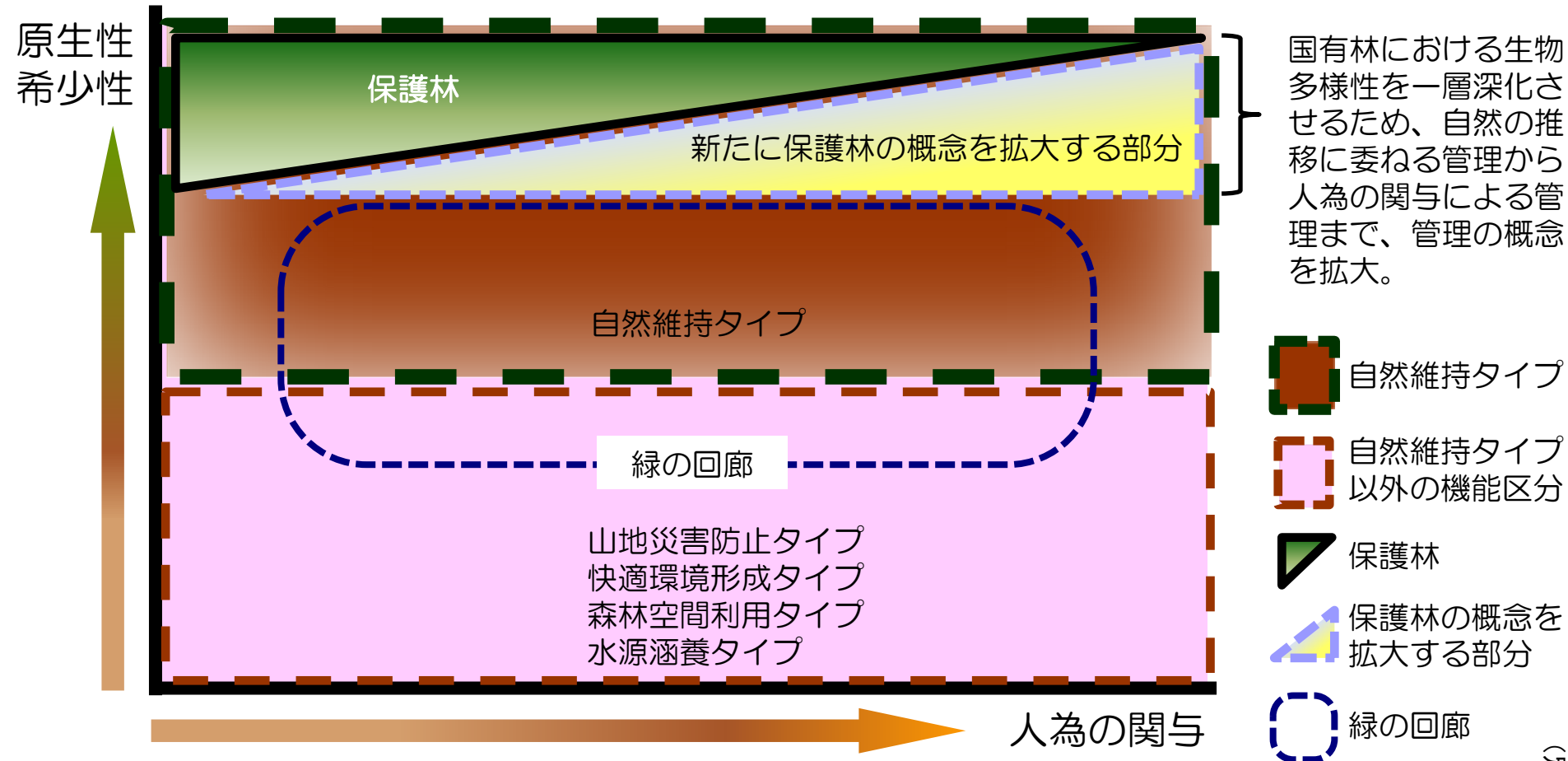
保護区分	管理方法	国有林	国有林以外
保存的自然保護 Preservation	原則、手をつけない管理	<u>保護林</u>	原生自然環境保全地域
防衛的自然保護 Protection	保護対象物の保全にマイナスに作用するものを除去する管理	<u>保護林</u> 緑の回廊	自然環境保全地域 自然公園特別地域 天然記念物
保全的自然保護 Conservation	多少の質的变化は認めるが、他の土地利用形態への転換を行わない管理	保安林 一般国有林	自然公園普通地域 鳥獣保護区
復元的自然保護 Restoration	失った自然を元の状態に復元する管理	赤谷プロジェクト 綾プロジェクト	自然再生推進法に基づく自然再生事業実施地域
再生的自然保護 Rehabilitation	復元ではなく、機能的に同じレベルの自然を造成する管理	緑化事業	

# 国有林の区分の模式図



# 国有林における保護林の位置付け

- 保護林は、原生性、希少性が高い国有林野に設定。
- 今後は、人による管理の概念の導入を検討。



※自然公園等法による制限区域は、国有林の管理経営に対する影響等を勘案し、所管省庁との調整を経て設定しており、すべての国有林野が対象となる。